

都市再生整備計画

シェアサイクル^{すいしんちく}推進地区

とうきょうと あらかわく
東京都 荒川区

令和3年1月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	<input type="checkbox"/>
都市再生整備計画事業	<input type="checkbox"/>
まちなかウォークブル推進事業	<input type="checkbox"/>

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)-

都道府県名	東京都	市町村名	荒川区	地区名	シェアサイクル推進地区	面積	747 ha
計画期間	令和 2 年度 ~ 令和 6 年度	交付期間	令和 年度 ~ 令和 年度				

目標
 大目標：安全で快適に楽しく「移動」「滞在」できるまちづくり
 小目標：シェアサイクルの推進により、区内における安全性・利便性・回遊性の向上を図ることで、区内外からの来訪や地域のにぎわいを創出し、まちの活性化を図る。

目標設定の根拠
 まちづくりの経緯及び現況
 <歩いて楽しめるまちづくり>
 ・本地区は、北から東にかけて隅田川に接しており、西南には日暮里台地がある。地区内の多くが昔からの住宅密集市街地だが、町屋、南千住、日暮里、三河島の各駅前では再開発が実施され、また、地区の東端の白鬚西地区では大規模な面的再開発が実施された。
 ・本地区内には、汐入公園や荒川自然公園、日暮里台地の由緒ある神社、ゆいの森あらかわ、都電荒川線、日暮里駅前イベント広場、隅田川テラスなど、地域の方々や区外からの来訪者に利用される地域資源が点在している。
 ・国の「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに賛同し、ウォーカブル推進都市に名を連ねており、歩いて楽しめるまちづくりを目指している。
 <自転車活用>
 ・区域のほとんどが平坦な当区において、自転車は区民の重要な移動手段の一つである。
 ・また、平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、交通や環境だけでなく、健康、スポーツ、観光、防災など多様な面から自転車の活用推進が求められている。
 ・最近では、新型コロナウイルスの影響もあり、さらに自転車活用の動きが進んでおり、区でもシェアサイクルについて、実証実験から本格実施へと移行する予定である。
課題
 ・これまでの自動車中心のまちづくりから、自転車・歩行者中心のまちづくりへの転換時期に来ている。
 ・また、点在する地域資源をつなぎ、地区内の回遊性向上を図るため、公共交通機関を補充する交通手段を設ける必要がある。
 ・自転車施策については、環境負荷の低減や利便性の向上だけでなく、新たな生活様式の一部として、さらなる利用が求められている。
 ・その一環として、シェアサイクルポートの充実が必要な状況である(既存公共施設や民間施設へのポート設置を行っているものの、規模や密度の点で不足している)。

将来ビジョン(中長期)
 都市計画マスタープラン
 ・街づくりの目標
 【快適でうるおいのある街づくり】交通ネットワークの充実や道路の整備促進により、便利で快適な街を目指す。
 【にぎわいと活力のある街づくり】隅田川や都電荒川線など地域資源を生かした街づくりにより、人々が訪れたい街を目指す。
 ・分野別方針
 【道路・交通の方針】歩行者が安全かつ快適に通行できる道路ネットワークづくりに取り組み、利便性や回遊性の高い、歩いて暮らせる街づくりを目指す。
 自転車と歩行者の安全性の向上を目指すとともに、地域間の交流や地域資源の有機連携を図り、緑豊かな街並みや景観に配慮した、歩いて楽しい街を目指す。
 カーシェアリングの推進、公共交通の利用促進などによる自動車の利用抑制など、自動車に過度に依存しない環境交通を推進する。
 【環境・みどりの方針】環境に配慮した総合的な交通施策の導入・推進を図る。
 【産業・観光の方針】駅周辺において、業務・商業施設の集積や自動車駐車場、自転車駐車場の設置など、拠点としての機能の充実を図り、多くの人が訪れるにぎわいのある快適な空間の整備を推進する。
 多様な地域資源を結ぶ道路ネットワークの形成により、人々が景観、買い物及び歴史を楽しめる街を目指す。
環境基本条例
 【交通に関する環境配慮】環境への負荷を低減させるため、環境に配慮した交通環境の整備に努める
環境基本計画(2018年度から2027年度まで)
 ・まちづくりによるCO2削減の推進：公共交通機関、カーシェアリング、自転車シェアリング等、環境にやさしい交通手段への転換を促進
低炭素地域づくり計画
 ・荒川区が目指す将来の低炭素社会の姿として、歩いて楽しいまちになっていることを掲げている。
 ・施策の方向性
 【環境交通の推進】公共交通機関の利用促進、環境にやさしい自動車利用への転換、自転車利用の促進
地域防災計画
 ・災害時に、防災センターから近隣の町会等へ情報収集・伝達を行うために、ノーパンクタイヤ装備自転車を配備

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
シェアサイクル利用回数	回	一日当たりの利用回数	シェアサイクル事業の実施により、回遊性・利便性を向上させることで、にぎわいを創出し、まちの活性化を図る。	227	R2年度	500	R6年度
放置自転車台数	台	一日当たりの放置自転車の台数	シェアサイクル事業の実施により、放置自転車を減少させることで、歩行者等の安全性の向上を図る。	468	R2年度	380	R6年度
サイクルポート数に対する満足度	%	シェアサイクル利用者を実施したアンケートの「サイクルポート数・ラック数に対する満足度」において、「満足」「やや満足」と回答した人の割合	ポート数・ラック数の増加により、回遊性・利便性を向上させることで、にぎわいを創出し、まちの活性化を図る。	56	R2年度	70	R6年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>シェアサイクルの推進により、区内における安全性・利便性・回遊性の向上を図ることで、区内外からの来訪や地域のにぎわいを創出し、まちの活性化を図る。</p> <p>・主な公園にシェアサイクルのサイクルポートを設置することで、放置自転車を減少させ、安全性を向上させるとともに、利用者の利便性とまちの回遊性の向上を図り、地域のにぎわいを創出し、まちの活性化を図る。</p>	<p>【協定制度等】</p> <p>・公園占用許可の特例を活用(サイクルポートの設置)</p>
その他	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等				活用する制度										
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	制度別詳細1	制度別詳細2	制度別詳細3	制度別詳細4	制度別詳細5	制度別詳細6	制度別詳細7	制度別詳細8	制度別詳細9	制度別詳細10	制度別詳細14
				道路占用許可特例(法第46条第10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	都市利便増進協定(法第46条第25項)	都市再生整備歩行者経路協定(法46条第24項)	低未利用土地利用促進協定(法46条第26項)	[滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	[滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	[滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)
1	シェアサイクル事業の実施・運営 自転車駐車器具(サイクルポート)の整備・維持管理、利用者サービス等	R2～R6	荒川区(実施主体・占用主体) ・OpenStreet(運営主体)											
2														
3														
4														
5														

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11	制度別詳細12	制度別詳細13
1			[滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	[滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	[滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)

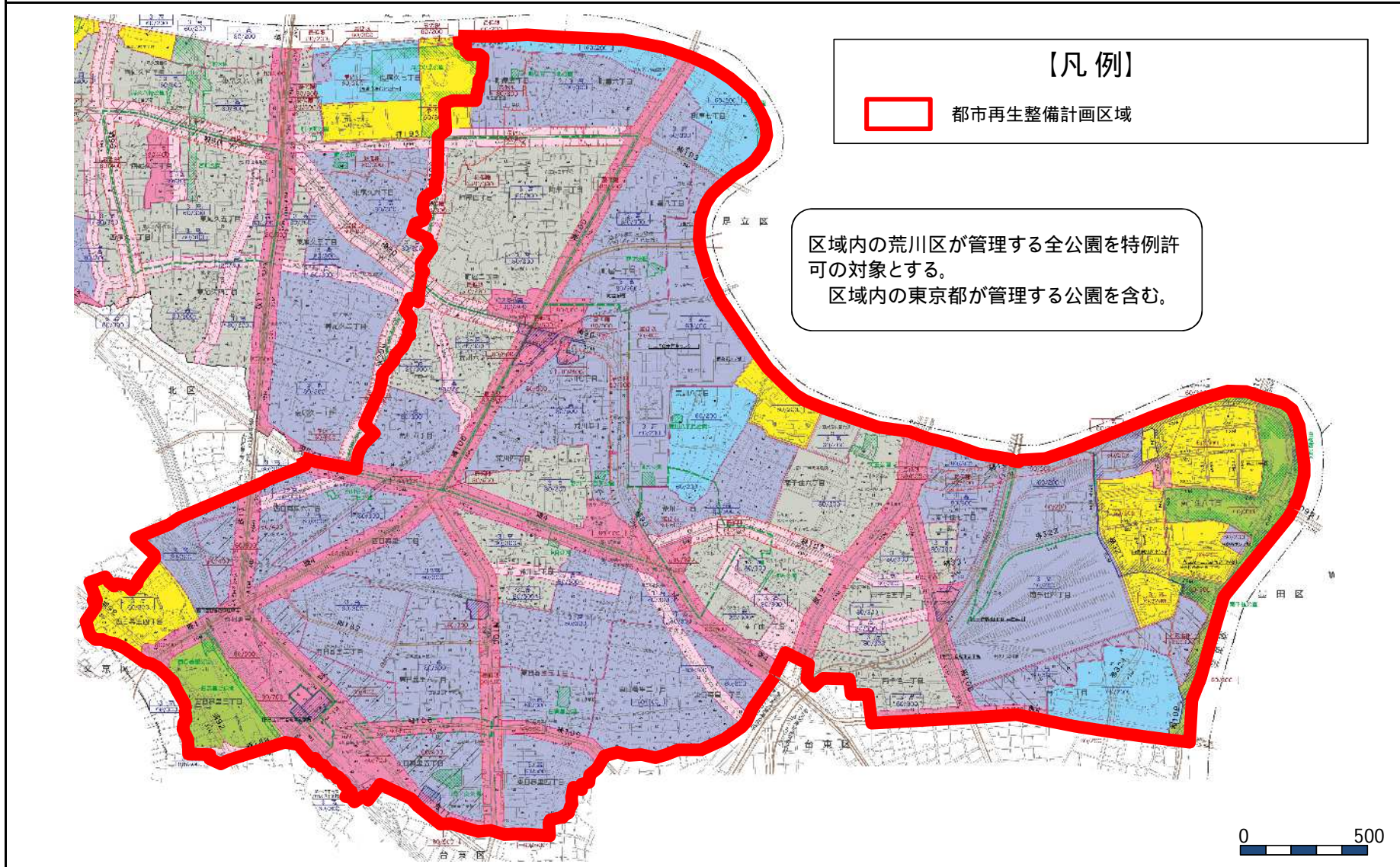
制度別詳細3 (都市公園の占用に関する事項) 法第46条第12項

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設		占用の場所	都市公園の環境の維持 及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象 施設	1	自転車駐車器具(サイクルポート)	<p>区域内の荒川区が管理する全公園を対象とする。 区域内の東京都が管理する公園を含む。</p> <p>・自転車駐車器具に落ち葉が吹きだまらないよう、自転車利用者が乗り降りするエリアをこまめに清掃する ・ポート付近で違法駐輪が起きないように、注意喚起を徹底する。</p>

制度別詳細3-1(都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項
事業番号1,2,3

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細3-2- (都市公園の占用に関する事項)法第46条第12項
事業番号1, 2, 3

制度別詳細【都市公園占用許可の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



設置イメージ



ラック

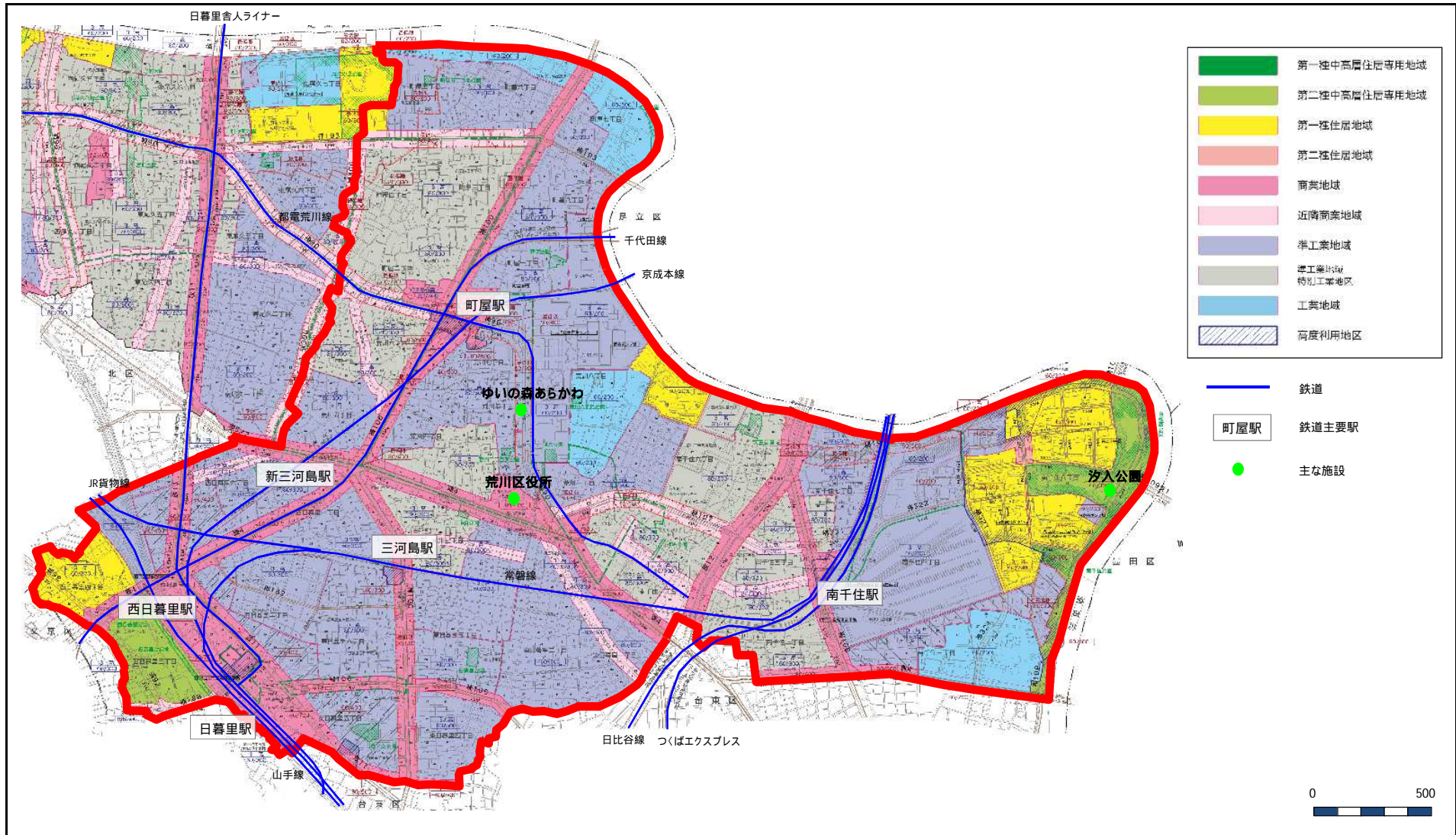


電動アシスト付き自転車



案内板

<p>シェアサイクル推進地区(東京都荒川区)</p>	<p>面積 747 ha</p>	<p>区域 荒川区南千住1～8丁目、荒川1～8丁目、町屋1～8丁目、東日暮里1～8丁目、西日暮里1～8丁目</p>
----------------------------	------------------	---



シェアサイクル推進地区(東京都荒川区) 整備方針概要図(都市再生整備計画事業)

目標	大目標: 安全で快適に楽しく「移動」「滞在」できるまちづくり 小目標: シェアサイクルの推進により、区内における安全性・利便性・回遊性の向上を図ることで、区内外からの来訪や地域のにぎわいを創出し、まちの活性化を図る。	代表的な指標	シェアサイクル利用回数	回	227	(R2年度)	500	(R6年度)
	放置自転車台数		台	468	(R2年度)	380	(R6年度)	
	サイクルポート数に対する満足度		%	56	(R2年度)	70	(R6年度)	

